

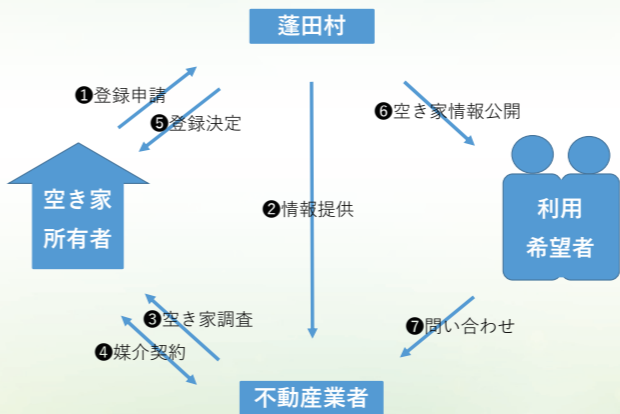
あなたの所有する空き家を登録しませんか？

■蓬田村空き家等バンク制度

村では、空き家を売りたい・貸したい人の空き家の情報を村のホームページなどで公開し、空き家を買いたい・借りたい人へ提供する「空き家等バンク」を運営しています。

利活用できる空き家を所有している人、中古物件の購入を検討している人などがいましたら、気軽にご相談ください。

■空き家等バンク登録の流れ



- 1 空き家の所有者が村に登録申請を行う。
- 2 村が不動産業者へ申請内容の情報を提供する。
- 3 不動産業者が空き家の調査などを行う。
- 4 空き家の所有者と不動産業者が媒介契約を結ぶ。
- 5 6 村が空き家等バンクに登録し、情報を公開する。
- 7 利用希望者の問い合わせは不動産業者が対応する。

■空き家等バンク利用の留意点

- 空き家等バンクの利用に費用はかかりませんが、公正な取引のために空き家等バンクに協力する不動産業者が空き家の調査・仲介を行います。そのため、売買・賃貸借の成立時には仲介手数料を支払う必要があります。
- 空き店舗の登録も受け付けています。
- アパートなどの集合住宅の登録は受け付けていません。
- 未相続の場合や、損傷が著しい管理不全な状態の空き家は登録できない場合があります。

空き家等バンクの詳細や物件一覧などについては、村ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 役場 総務課 ☎ 27-2111 (内線 512)

危険な空き家の解体にかかる費用の一部を助成します

■蓬田村空家等解体費補助金

老朽化等により、周囲の生活環境へ影響を及ぼす恐れのある空き家を除却（解体及び撤去）する所有者等に対して、除却費の一部を補助します。

補助金の額：除却工事費用の3分の1（限度額 30万円）
募集戸数：8戸程度（予算の範囲内において先着順）

※補助金交付申請の前に、交付対象となるか確認するために必ず空き家の「事前調査」を行います。事前調査申し込みは電話のみで可能ですので、お気軽に蓬田村役場総務課へご相談ください。

▶問い合わせ 役場 総務課 ☎ 27-2111 (内線 512)

話題の本、読みませんか？

ふるさと総合センターの新刊図書を紹介します。

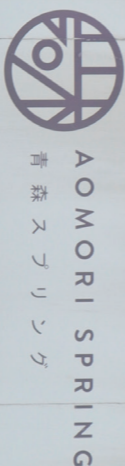


- きこえる 道尾秀介 著 / ○人間標本 湊かなえ 著
- 変な家2 ～11の間取り図～ 雨穴 著
- 訂正する力 東浩紀 著
- 0・1歳あかちゃんあそびえほん 永岡書店編集部 著
- ふわふわとちくちく：ことばえらびえほん 齋藤孝 著
- 投資のプロが明かす私が50歳なら、こう増やす！ 朝倉智也 著

※この他にも取り揃えています。▶問い合わせ 教育課 ☎ 31-3111

蓬田 報 広

Yomogita village



目次

- 村の出来事 1
- 税の申告について 3
- 総合カレンダー 5
- ごんには！保健師です 7
- お知らせ 8
- 空き家に関するお知らせ 11



大人気！村民スキー教室

雪が降りやや風の強い1月12日(金)、鯉ヶ沢町の青森スプリング。

スキーリゾートで村民スキー教室が開催されました。参加した小学

生は、蓬田スキークラブの方々の丁寧な指導を受け、時間いっぱいまでスキーを楽しみました。

12/26 教育行政を引き続き牽引

吉崎教育長に辞令を交付

令和5年12月25日で村教育長としての任期が満了となる吉崎教育長に対し、久慈村長より新たに辞令の交付が村役場にて行われました。任期は令和8年12月25日までです。吉崎教育長は、平成26年1月1日から村教育長に就任しており今回で4期目となります。



▲村応接室にて久慈村長より直接辞令を交付しました

1/5 新しい年に筆を走らせる

村民書き初め大会

新年を迎え、ふるさと総合センターで村民書き初め大会が行われました。小学生から一般まで14名ほどが参加し、年齢別に決められたお題に挑戦しました。参加者は、講師の福井陽子氏の指導を受けながら何度も練習し、納得いくまで筆を走らせました。完成した作品は、ふるさと総合センターに展示され、来館者の目を楽しませていました。



▲講師の先生と一緒に書いて筆使いを練習する子どもたち

12/15 持続可能な地域社会のために

SDGs推進に関するパートナーシップ協定締結式

株式会社青森テレビ本社で「蓬田村と株式会社青森テレビとのSDGs推進に関するパートナーシップ協定締結式」が行われました。村からは、久慈村長、小松副村長が出席しました。今後、SDGsの普及啓発や地方創生の推進、災害情報等の発信など様々な場面において青森テレビと連携し、持続可能な地域社会の実現を目指していきます。



▲協定書署名後に記念撮影をしました

12/22 自宅でできるお手軽筋トレ

健康運動教室「貯筋トレーニング教室」

ふるさと総合センターにおいて、椅子や簡単な器具を使った自宅でもできる簡単な筋トレを行う「貯筋トレーニング教室」が開催されました。すっかりおなじみとなった村出身で健康運動指導士として青森県内で活躍している稲葉亮太氏指導の下、今回は肩周りなど普段使っていない筋肉の部分や手足の指の運動などを中心に筋トレしました。



▲椅子に座ってできる筋トレメニューもあります

12/23 親子でおいしいおやつ作り

おやこの食育教室

ふるさと総合センターで、5歳児から小学生までを対象とした「おやこの食育教室」が開催されました。親子10組21名と食生活改善推進員5名が参加し、ドーナツ作りをしました。生地を丸めるところから挑戦したため大きさにばらつきがあって個性的な形のドーナツが沢山できました。作ったドーナツは、それぞれ家に持ち帰りました。



▲焼き上がったドーナツを抹茶のチョコでコーティング

12/26 きね うす 杵と臼で餅をつく

もちつき交流会

ふるさと総合センターで年末恒例のもちつき交流会が行われ、約10名の親子が参加しました。子どもたちは、一人ずつ順番に重い杵を振り上げて餅をつき、貴重な体験を楽しんでいました。つきたての柔らかいお餅は食べやすいように小さく丸め、おしるこやきな粉、お雑煮にして食べました。



▲ひとりでも上手に餅をつくことができました

青森地域広域事務組合消防本部 Twitter 公式アカウントができました！

令和6年2月1日から、青森消防本部はX（旧 Twitter）公式アカウントの運用を開始しました！このアカウントでは、青森消防本部が実施するイベント等の情報や防火防災に関する啓発情報、青森消防本部の活動内容等を発信していきます！災害情報は投稿しませんのでご了承ください。



あおしょうくん

※なお、本アカウントの投稿に対する返信及びダイレクトメッセージへの個別対応は原則として行いません。回答が必要な場合やご意見・ご質問等は、青森地域広域事務組合消防本部ホームページの「お問合せフォーム」をご利用ください。

青森消防本部公式アカウント @Aomori_FD
URL https://twitter.com/Aomori_FD

小さな掛金 大きな補償 スポーツ安全保険



詳細はホームページをご覧ください

団体活動のための補償制度
文化活動やボランティア活動の団体もご加入できます

公益財団法人スポーツ安全協会

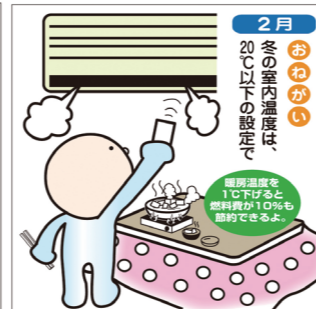
照会先 0570-087109(固定電話)
03-5510-0033(携帯電話)

暮らしと電気安全 2月

今月は「省エネルギー月間」です。

国では、毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの意識啓発をはかっています。限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、地球温暖化を防止するため、私たち一人ひとりが、エネルギーを大切に使うよう心掛けましょう。

あんぜん、きづく、あんしん
東北電気保安協会



令和5年分所得税の確定申告の期間は、2月16日(金)～3月15日(金)までとなっています。
確定申告が必要な方は、必ず申告していただきますようお願いいたします。

①確定申告は、自宅からマイナンバーカードでe-Taxをご利用ください

スマートフォンやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってe-Taxによる送信ができます。
マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができます。

②e-Tax（電子申告）を利用するメリット

- 税務署へ行かずに自宅から確定申告ができます。
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提示や提出が不要となります。
※法定申告期限等から5年の間は、税務署から上記添付書類の提出や提示を求められることがありますので、保存しておく必要があります。
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付されます。
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス期間を除きます。

③申告書作成会場の開設

次の期間、青森税務署内に申告書作成会場を開設します。

- 開設期間
2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日を除く。
※ただし、2月25日(日)は開設します。
- 開設時間 午前9時～午後5時(受付時間は午後4時まで)

申告書作成会場では、ご自宅と同様に、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。

スマートフォン等及びマイナンバーカード(マイナンバーカードの発行時に設定した2種類の暗証番号を含む。)をお持ちの方は、ご持参ください。

④申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配布しますが、配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。
LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です(事前発行可能期間が設けられています)。

⑤還付申告書を提出される方へ

申告義務がない方が行う還付申告は、5年間提出することができます(令和5年分の確定申告の場合は、令和10年12月31日まで)。
年末調整済みの給与所得がある方で、医療費控除や寄付金控除(ふるさと納税)により還付を受ける方などが該当します。

⑥医療費控除の申告には明細書の添付が必要です

医療費控除を受けられる方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費の受領書の添付又は提示では控除を受けることができませんので、ご注意ください。なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。

◎税務課よりお知らせです

▶お問い合わせ 役場 税務課 ☎27-2114

令和6年度住民税の申告&令和5年分所得税の確定申告

①住民税の申告

1. 巡回会場での受付
 - 期間 2月1日(木)～2月9日(金)
 - ※下表「住民税申告巡回受付の日程表」をご確認ください。
2. 役場2階会議室での受付
 - 期間 2月13日(火)～3月15日(金)
 - ※土・日・祝日は除きます
 - 時間 午前9時～午後4時

住民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在、本村に在住で、次のいずれかに該当する人は、住民税の申告をしてください。

- 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人で所得税が課税されない人
 - 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得がある人
 - 公的年金収入が400万円以下で、その他の所得がある人、または所得控除の追加がある人
- ※確定申告をした人や、収入が給与だけで勤務先から村へ「給与支払報告書」が提出されている人は、住民税の申告は必要ありません。
※農業分の申告がある方は、参考資料として農業収支を確認できる帳簿等をご持参ください。
※収入がない方も住民税申告をお願いします(未申告の場合、各種証明書(所得証明書、課税証明書等)が発行できないほか、国民健康保険税、介護保険料の軽減措置や各種手当等の行政サービスが受けられない場合があります)。

申告に必要なもの(住民税・所得税共通)	
<input type="checkbox"/>	源泉徴収票など収入が明らかになる資料(給与・年金収入のある方)
<input type="checkbox"/>	国民年金保険料などの控除証明書
<input type="checkbox"/>	社会保険の領収書(令和5年中に支払ったもの)
<input type="checkbox"/>	生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書または医療費通知書
<input type="checkbox"/>	障害者手帳や愛護手帳
<input type="checkbox"/>	経営所得安定対策交付金計算書など
<input type="checkbox"/>	ライスセンターの利用者は精算書(最終のもの)
<input type="checkbox"/>	事業所得のある方は収支決算書や帳簿など
<input type="checkbox"/>	生命保険会社などから年金を受給している方は明細書
<input type="checkbox"/>	個人番号(マイナンバー)がわかるもの(通知カードまたは個人番号カード)
<input type="checkbox"/>	本人確認書類(顔写真付き身分証明書など)
<input type="checkbox"/>	通帳

②所得税の確定申告

1. 役場2階会議室での受付
 - 期間 2月16日(金)～3月15日(金)
 - ※土・日・祝日は除きます
 - 時間 午前9時～午後4時
- ※所得税の確定申告書や手引きは、税務署または役場税務課で配布しています。
※青色申告の方は税務署での申告をお願いします。
※その他、複雑な申告や時間を要する申告の場合は、税務署での申告をお願いします。
※事業を行っている場合は、事業に関する日々の取引を正確に記帳するとともに帳簿や領収書等の書類を保存してください。

所得税の確定申告が必要な人

次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告をしてください。

- 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあり、各種の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人
 - 年間の給与収入額が2,000万円を超える人
 - 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得が20万円を超える人
 - 2カ所以上の事業所から給与をもらい、源泉所得税の精算が済んでいない人
- ※公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は所得税の申告をする必要はありません。ただし、控除の追加などで所得税の還付を受ける場合には、申告することもできます。また、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告は必要です。

住民税申告巡回受付の日程表

地区名	会場	受付月日	受付時間
中沢	中沢公民館	2月1日(木)	午前9時～午後2時
長科	長科旧公民館	2月2日(金)	午前9時～午後2時
阿弥陀川	役場2階会議室	2月8日(木)	午前9時～午後4時
ぐっと町会	役場2階会議室	2月8日(木)	午前9時～午後4時
蓬田・宮本	役場2階会議室	2月9日(金)	午前9時～午後4時
郷沢	郷沢自治会館	2月7日(水)	午後1時～午後3時
瀬辺地	瀬辺地民生会館	2月5日(月)	午前9時～午後2時
広瀬	文化伝承館	2月6日(火)	午前9時～午後2時
高根	高根公民館	2月7日(水)	午前9時～午前11時

■詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>

イベント等は中止・延期となる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
	※予定は変更されることがありますので、確認をお願いします。					
4 ◆蓬田村消防団出初め式 9:30~ 役	5 ◆住民税申告（瀬辺地）	6 ◆住民税申告（広瀬） ◆障がい者生活訓練教室 ふ	7 ◆住民税申告（郷沢・高根）	1 ◆住民税申告（中沢） ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ ◆子育て相談 ふ 北 燃えるごみ（40cm 未満） 南 燃えないごみ	2 ◆住民税申告（長科）	3
11 ○建国記念の日	12 ○振替休日	13 ◆障がい者生活訓練教室 ふ	14	8 ◆住民税申告（阿弥陀川・ぐっと町会） ◆乳幼児健康診査・股関節脱臼健診 12:45~ ふ 北 燃えるごみ（60cm 未満） 南 缶・ペットボトル・ビン	9 ◆住民税申告（蓬田・宮本）	10
18	19	20 ◆障がい者生活訓練教室 ふ	21 ◆蓬田村表彰式・蓬田村教育委員会表彰式 14:00~ ふ ◆英会話教室 18:00~ ふ	15 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ ◆麻しん風しん1期予防接種 8:30~11:00 診 北 燃えるごみ（40cm 未満） 南 燃えないごみ	16	17
25	26	27 ◆障がい者生活訓練教室 ふ	28 北 南 特殊なごみ（電球・蛍光灯・乾電池など）	22 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ 北 燃えるごみ（40cm 未満） 南 缶・ペットボトル・ビン	23 ○天皇誕生日	24 北 南 古紙類
	北 燃えるごみ（40cm 未満）	北 燃えないごみ 南 燃えるごみ（40cm 未満）		29 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ ◆こころのサロン ふ 北 燃えるごみ（40cm 未満） 南 燃えないごみ		

総合カレンダー

2024
2月

戸籍の窓口

【12月受付分】（敬称略）

■ご冥福をお祈りします

小鹿 ノブ	87歳	（長科）
森 将	81歳	（阿弥陀川）
森 あさ子	72歳	（阿弥陀川）
中村 喜久江	86歳	（郷沢）
越田 ツヤ子	85歳	（瀬辺地）
吉田 喜代	84歳	（広瀬）

■蓬田村の人口（12月31日現在）

区分	人口	前月比
総人口	2,495	－ 7
男	1,207	－ 3
女	1,288	－ 4
世帯数	1,112	－ 4


- 行事開催場所
- ふ … ふるさと総合センター
 - 役 … 蓬田村役場
 - ト … トレーニングセンター
 - 診 … 蓬田診療所
 - よ … よもぎ温泉
 - 公 … 蓬田公民館

- ごみ収集日
- 北 … 蓬田・宮本・郷沢・瀬辺地・広瀬・高根
南 … 中沢・長科・阿弥陀川・ぐっと町会
- ※ごみは収集日当日の朝 6:30 までに出してください。
※粗大ごみは収集場所に出さないでください。
▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113（内線 402）

○ノラの英会話教室
Let's enjoy English ♪

今回は 2月 21 日（水）

時間：午後 6 時～
場所：ふるさと総合センター
☎ 31-3111



- 障がい者生活訓練教室（毎週火曜日）
※第 3 火曜日は理学療法士が来ます
- 障害者手帳をお持ちでバス停まで通える方が対象です。送迎バス有。時間等の詳細はお問い合わせください。
- ▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113（内線 404、405）

- いきいきなどわどサロン
（毎週木曜日 9:00~14:00）
- 65 歳以上のシニア世代を中心にどなたでも利用できます。各自で会場へお越しください。詳細はお問い合わせください。
- ▶問い合わせ 住民課 ☎ 27-2112（内線 302）

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度に該当していませんか

■児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭に、児童扶養手当を支給します。支給期間は、児童が満18歳に達した年度末までです（児童に中度以上の障がいがあるときは20歳に達する月まで）。

■特別児童扶養手当

精神又は身体に中度以上の障がいを有する児童を養育している家庭に、特別児童扶養手当を支給します。支給期限は、20歳の誕生日の前日までです。該当すると思われる方は、お問い合わせください。

▶問い合わせ

役場 健康福祉課 ☎ 27-2113（内線403）

赤十字活動にご支援をお願いします。

～救いを託されている。赤十字は、あなたとともに動きます。～

日本赤十字社青森県支部は、災害・紛争などから命を守り、苦痛を軽減する活動をはじめ、平時は教育現場や自治会などで防災・減災の講習会やボランティア活動などを展開しています。

こうした活動は、毎年2月から自治会・町内会などの赤十字ボランティアが戸別訪問をさせていただき、寄せられた会費や寄付金によって支えられています。本年も引き続き、村民の皆様のあたたかいご支援を心よりお願い申し上げます。

▶問い合わせ

日本赤十字社青森県支部 総務課 会員係
☎ 017-722-2011

日本赤十字社青森県支部蓬田村分区分
事務局 健康福祉課
☎ 0174-27-2113（内線403）

～国保の窓口～

ぜひ、一度使ってみませんか？マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは **マイナンバーカード 保険証利用**

厚生労働省 HP の QR コード



薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

データに基づく適切な医療が受けられる！

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！



限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

今月のテーマ



冬は特に注意！ノロウイルスによる食中毒

感染経路	症状
〈食品からの感染〉 ・感染した人が調理などをして汚染された食品 ・ウイルスが蓄積した、加熱不十分な二枚貝等 〈人からの感染〉 ・感染者の糞便や嘔吐物からの二次感染 ・家庭や施設などでの飛沫等による感染	〈潜伏期間〉 ・感染から発症まで24～48時間 〈主な症状〉 ・吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱が1～2日続く（症状のない場合や軽い風邪のような症状のこともある）

毎年11月から2月にかけてノロウイルスによる食中毒が多発しています。ノロウイルスは、非常に強い感染力を持っています。健康な方は軽症で回復しますが、子どもや高齢者は重症化したり、嘔吐物を誤って気道に詰まらせる等、特に注意が必要です。

●ノロウイルス食中毒の 予防4原則

- ① 持ち込まない**
必ず石けんで丁寧な手洗いをし、日々の健康管理を心がけ、腹痛や下痢等の症状がある時は、食品を直接取り扱う作業をしない。
- ② つけない**
トイレの後、調理前、料理の盛り付け前、次の調理作業に入る前等、手を洗うタイミングに気を付ける。
指輪や時計を外し、指先や指の間、爪の間、親指の周り、手首、手の甲等汚れの残りやすいところをしっかりと洗う。
- ③ やっつける**
ノロウイルスが死滅するには、中心温度85℃90℃、90秒以上の加熱が必要。調理器具は、洗剤等で十分に洗浄した後に、熱湯（85℃以上）で1分以上加熱するか、塩素消毒液に浸して消毒。
※塩素消毒液は家庭用の塩素系漂白剤を希釈し作れます。なお、ノロウイルスはアルコール消毒液では効果がないので、必ず塩素系消毒液を使用しましょう。
- ④ ひろげない**
感染者が触れた場所は、塩素消毒液で消毒する（塩素消毒液は金属腐食性があるため、ドアノブは消毒後、薬剤を拭き取る）。

●感染者の嘔吐物や おむつの処理方法

- ① 使い捨てエプロンや手袋、マスクを着用し、換気をしながらすばやく行う。
- ② 嘔吐物が乾燥する前にペーパータオル等で外側から内側にむかって静かに拭き取り、その場所を塩素消毒液で浸すように拭き、10分後に水拭きをする。
- ③ おむつや拭き取り後のペーパータオルは、すぐにビニール袋に入れ、塩素消毒液を浸し密封廃棄する。
- ④ 嘔吐物や排泄物が付着した衣類等は、塩素消毒液に30分程度浸し、他の物と分けて洗濯する。
- ⑤ 処理後は必ず石けんで手を洗う。

●もし感染してしまったら

脱水症状を起こしたり、体力を消耗しないよう、水分と栄養補給を十分に行い、医療機関を受診しましょう。ノロウイルスは、下痢の中にウイルスが排出されるので、下痢止めを服用するとその働きを妨げてしまうため、自己判断で服用することはやめましょう。また、無理をして仕事や学校に行ってしまうと、多くの人に二次感染を広げてしまう恐れがあります。家庭でも予防4原則を徹底し、家族の二次感染を広げないように努めましょう。



「解決の糸口を見つけに行こう！」無料相談会

自治体と連携し生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

■日時 2月17日（土）午前10時～午後4時

■場所 信用生協 青森事務所
（青森市安方1-3-5 小田島ビル3階）

■相談料 無料。
ただし、事前の予約が必要です。

■対象の相談

①お金の問題（多重債務問題など） ②遺産相続
③不動産売買 ④税金等公共料金の滞納

⑤DV・離婚問題 ⑥その他暮らしに関する悩み

■予約先 信用生協青森事務所 ☎ 0120-102-143

お知らせ

マイナンバー制度に係る県税手続

社会保障・税番号制度が導入され、社会保障・税・災害対策の3分野でマイナンバー（個人番号）が利用されています。県税手続においては、次の2点にご協力をお願いします。

①マイナンバー（個人番号）及び法人番号の記載欄のある税関関係書類（申告書等）への番号の記載

②個人番号を記載した申告書等を提出する際の本人確認（番号確認＋身元確認）

《本人確認書類の例》

○マイナンバーカード【番号確認＋身元確認】

○通知カード【番号確認】

○運転免許証、パスポート等【身元確認】

詳しくは県庁HPをご覧ください。

▼問い合わせ
東青地域県民局 県税部
☎017-734-9970

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・本人確認書類（顔写真付き身分証明書）
- ・印鑑（認印）
- ・通帳等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。
 ※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。
 ※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要です。
 ※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
 ※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。
 ※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行）をお持ちください。

▶問い合わせ

役場 住民課 ☎27-2112（内線304）

後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

後期高齢者医療制度の加入者で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和4年8月1日～令和5年7月31日）の合算額が限度額（表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合対象外）。世帯内に被保険者が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方等がいる世帯には、支給対象でもお知らせが送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ ※1	212万円
現役並み所得Ⅱ ※2	141万円
現役並み所得Ⅰ ※3	67万円
一般Ⅰ	56万円
一般Ⅱ	
低所得Ⅱ ※4	31万円
低所得Ⅰ ※5	19万円

※1：課税所得 690万円以上
 ※2：課税所得 380万円以上 690万円未満
 ※3：課税所得 145万円以上 380万円未満
 ※4：世帯全員住民税非課税
 ※5：世帯全員住民税非課税のうち全員の各所得が0円

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ



■「医療費通知書」の送付について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくために年1回お送りするお知らせです。令和5年1月から12月診療分の医療費通知書は、2月末に発送します。

確定申告にご利用される方には、令和5年1月から11月診療分が記載された医療費通知書を発行することができますので、2月1日から設置するコールセンターへ、被保険者番号がわかるもの（被保険

者証等）をご用意の上でご連絡ください。コールセンターの電話番号は、1月中旬頃に青森県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載するほか、市町村の後期高齢者医療担当窓口に掲示します。
 なお、確定申告に利用するための1年分の医療費通知情報は、例年2月9日からマイナポータルでも取得可能です。

▶問い合わせ

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて弁護士等に引継ぎます。一人で悩まず、ご相談ください。
 秘密厳守・相談無料。

■受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）
 午前8時30分～正午
 午後1時～午後4時30分

■相談専用電話
 ☎017-774-6488

▼問い合わせ 東北財務局 青森財務事務所 理財課
 ☎017-722-1463

放送大学 4月生募集

放送大学では、4月入学生を募集しています。放送大学では「大学を卒業したい」「学びを楽しみたい」などの目的で、様々な年代や職業の方が学んでいます。授業はインターネットやBS放送で視聴し、単位認定試験もWEBで受験で

きます。出願期間は3月12日まで。資料無料。

▼問い合わせ
 放送大学青森学習センター
 ☎0172-38-0500
 八戸ステライトスペース
 ☎0178-70-1663

青森県司法書士会からのお知らせ

令和6年4月1日より相続登記の申請義務化が実施されることを契機として、相続に関する諸問題に対する無料相談会「相続登記の申請義務化に向けた全国一斉『遺言・相続』相談会」を開催します。

■実施団体（予定） 日本司法書士会連合会及び全国の司法書士会、（公社）成年後見センター・リーガルサポート、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会、全国司法書士女性会、（一社）全国司法書士法人連絡協議会、全国青年司法書士協議会、日本司法書士政治連盟、司法書士国民年金基金、（特非）涉外司法書士協会

■後援 青森地方法務局
 ■日時 2月17日（土）午前10時～午後4時
 ■場所 青森会場 青森県司法書士会館（青森市長島3丁目5-16）

■相談員 司法書士（青森県司法書士会会員）、青森地方法務局職員
 ※相談無料、予約不要（当日先着順）

▼問い合わせ
 青森県司法書士会
 ☎017-776-8398

女性司法書士による無料法律相談会

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。女性なら聞いてもらえる、話せる、と思っておられる皆様、是非この機会をご利用ください。

■日時 3月2日（土）午前10時～午後4時

■相談方法 ①電話相談専用電話（当日のみ）
 ☎017-752-0440

自衛官募集

②ウェブ相談の場合は、「青森県司法書士会」ホームページの専用予約フォームから（先着3名の予約制）

■主催 青森県司法書士会

▼問い合わせ
 青森県司法書士会
 ☎017-776-8398

■種目 ①一般幹部候補生／②歯科・薬剤科幹部候補生

■概要 ①部隊の指揮官となる幹部を養成／②免許取得（見込み）者採用

■応募資格（男女）

①22歳以上26歳未満（修士課程修了者（見込含む）は28歳未満）／②医師免許又は歯科医師取得者

■受付期間 ①3月上旬～4月中旬／②2月～6月上旬

■試験日 ①②4月下旬

■試験会場 ①第2合同庁舎②防衛省市ヶ谷庁舎

▼申込み・問い合わせ
 自衛隊青森地方協力本部青森募集案内所

☎017-783-2995